

## 学校における特別支援等について

### ——— 特別支援教育支援員と教育相談員の拡充 ———

学校教育法に基づき、平成19年度から、障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、小・中学校等に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒等に対して適切な教育『特別支援教育』を行うことが明確に位置付けられています。この背景としては、小・中学校の通常学級に在籍している児童生徒のうち、LD、ADHDや高機能自閉症により、学習や生活面において特別な支援が必要となる児童生徒が6～7%程度の割合で存在するといわれているためです。これらの児童生徒に対して、学校としての適切な対応が求められているものが、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難であるため、特別支援教育支援員を配置することとなり、地方交付税による財政措置が講じられています。

また、児童生徒指導の充実を図ることを目的として教育相談室をみなくる館に設け、児童生徒や保護者、教職員からの相談に応じています。今年度からは相談員が1名増え2名体制となったことから北公民館の一室を使用しての相談室も開設し、児童生徒が徒歩で相談に行ける環境を拡充することができました。

### 発達障害とは

先天的な脳機能障害の一つで、想定される時期に年齢相応の発達が見られない、又は年齢相応のスキルが獲得できないことで起きる障害をいう。その症状は通常、低年齢の発達期において発現します。

### 発達障害の分類

- ①汎用性発達障害（PDD） 自閉症、アスペルガー症候群等
- ②注意欠陥多動性障害（ADHD） 不注意、多動性及び衝動性の優勢型
- ③学習障害（LD） 読字、書字、算数障害

#### ※留意事項

発達障害は、一見してわかりづらいことから「自分勝手」「わがまま」など、他人からは理解されない傾向があります。発達障害は、脳機能の障害によるものとされ、しつけや教育が原因ではありません。

## 必要な支援

### ①日常生活上の介助

- ・自分で食べることが難しい児童生徒の食事の介助や、着脱衣の介助。
- ・授業場所を離れられない教員の代わりに、排泄の介助を行う。

### ②学習支援

- ・教室を飛び出していく児童生徒の安全確保や居場所の確認。
- ・読み書きが困難な児童生徒に繰り返し復唱するなど。
- ・学用品などの自分の持ち物の把握が困難な児童生徒に整理場所を教える。

### ③学習活動・移動教室等における介助

- ・車いすの児童生徒が移動する際、必要に応じて介助する。

### ④児童生徒の健康・安全確保関係

- ・視覚障害がある児童生徒の体育の授業や図工、家庭科の実技を伴う場面で介助に入る。
- ・てんかんなどの発作が頻繁に起こるような児童生徒の把握。
- ・他者への攻撃や自傷などの危険な行動を防止する。

### ⑤学校行事等における介助

- ・視覚障害がある児童生徒に学習発表会でステージから落ちないように見守る。

### ⑥周囲児童生徒への配慮

- ・周囲の児童生徒に友達としてできる支援や適切な接し方を担任と協力しながら伝える。
- ・支援を必要とする児童生徒が苦手とすることや得意なこと、理解しにくい行動をとってしまう理由などを周囲の児童生徒に伝える。

## 上十三市町村の支援員配置状況

上十三市町村ごとの比較表です。「特別支援教育支援員」のほか「学校教育支援員」や「スクールサポーター」など市町村により呼称の違いがあります。

	令和2年度				令和元年度
	学級数	児童生徒数 A (人)	支援員人数 B (人)	配置割合 A÷B	支援員人数 C (人)
十和田市	223	4,094	39	105.0	38
三沢市	142	3,147	53	59.4	51
野辺地町	38	782	13	60.2	13
七戸町	50	929	15	61.9	15
六戸町	45	847	14	60.5	12
横浜町	13	248	5	49.6	5
東北町	51	1,112	29	38.3	30
六ヶ所村	47	688	11	62.5	10
おいらせ町	91	2,087	20	104.4	20

### ※留意事項

配置割合 (A÷B) は、支援員1人あたりの児童生徒数を表す。

9市町村の平均は「66.9」で、仮においらせ町をこの配置割合にすると支援員人数は「31人」となります。

## 各校からの要望

町内小中学校からは、支援員の配置に関し、町に感謝の言葉が寄せられている一方で、登校しぶりや学級での学習に参加できないなど、通常学級における支援が必要な児童生徒が多いことから、健常者の学習を妨げないという観点からも更なる増員の要望があります。

### 令和3年度配置要望人数 (カッコ内は令和2年度配置人数)

下田小	6人 (2人)	下田中	4人 (2人)
木内々小	4人 (3人)	木ノ下中	3人 (2人)
木ノ下小	10人 (5人)	百石中	3人 (2人)
百石小	4人 (3人)		
甲洋小	4人 (1人)	8校計	38人 (20人)

## 教育相談室の現状

昨年度までの相談員1名体制では、みなくる館のみで週3日の開設しかできず、登室を制限することも度々あったため、各中学校に1名ずつ配置している相談支援員の協力を得ながら、登室の制限を極力少なくするよう努めた。

しかし、相談支援員が学校を離れることにより、逆にその間は学校内での相談業務ができなくなることから、今年度は町の財政的な支援を受け、相談員を2名体制にしたことにより、みなくる館で週4日の開設と、北公民館で週1日の開設が可能となりました。このことにより、登室の制限をかけることもなくなり、児童生徒が徒歩で相談に行ける環境を拡充することができました。

相談する人は、小学生、中学生、高校生及び教職員等で、相談内容は登校しぶりや不登校、いじめや暴力、対人関係などさまざまです。また、教育相談室では相談業務だけでなく、不登校やその傾向にある児童生徒に対して学習指導を行っています。近年の相談件数の増加や内容の多様化への対応、北公民館での相談活動の充実、さらに学習指導（適応教室的機能）強化のためにも、相談体制の拡充が必要と思われまます。

## 相談件数

過去3年間の相談件数の推移をみると、ここ数年で相談件数が急激に増加していることがわかります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電話相談	395件	1,936件	3,019件
来室相談	265件	892件	831件

## 上十三市町村の教育相談員配置状況

上十三市町村ごとの比較表です。「教育相談員」のほか「学校生活相談員」や「適応指導員」など市町村により呼称の違いがあります。

	配置人数		配置人数
十和田市	5人 ※1	横浜町	0人 ※2
三沢市	5人	東北町	4人
野辺地町	2人	六ヶ所村	4人
七戸町	4人	おいらせ町	2人
六戸町	2人		

※1 教育相談員5人のほか、派遣相談員9名あり。

※2 町費負担教職員を4名配置し、対応している。

## 児童生徒の安全対策について

### ——— 防災行政用無線を活用した安全対策 ———

児童生徒の安全対策の中でも、今回は防災行政用無線を活用した住民への周知に限定したものをテーマとしています。

### 近年における凶悪事件発生の現状

一昨年(2019年)の11月に八戸市で、小学6年生女子児童が首を刃物で切り付けられ、刃物を持った犯人が逃走するという事件が発生しました。そして昨年(2020年)10月は、三沢市でコンビニ強盗未遂事件が発生し、刃物を持った犯人が逃走しました。

このように、近年の凶悪事件の発生現場がおいらせ町に近いということと、その犯人が逃走することで、町内にも危険が及んでいるということが度々あるということが現状としてあります。

### 八戸市の事件での動き

日時	状況	教育委員会・学校の対応
① 2019.11.12 16:40 頃	八戸市で小学6年生の女子児童が首を刃物で切り付けられるという事件が発生	
② 同日 17:00 頃	三沢警察署から電話があり、学務課に事件の一報が伝えられた。犯人はまだ捕まっていない。	
③ 同日 17:15 頃		学務課から町内8小中学校へ電話により、下校や翌日の登校の際に警戒するよう促す。
④ 同日 17:30 頃		各学校から保護者へほっとスルメールにより事件の概要が伝えられた。
⑤同日 夜	犯人が逮捕される。	

※この事件では、防災行政用無線を用いた住民への周知は行われていません。

## 三沢市の事件での動き

日時	状況	町・教育委員会・学校の対応
① 2020.10.9 朝 4:10 頃	三沢市でコンビニ強盗未遂事件が発生。犯人は刃物を持ったまま逃走した。	
② 同日 8:30 頃		学務課から町内8小中学校へFAXにて情報提供し、児童生徒の安全対策を促した。
③ 同日 12:00 頃	三沢警察署からの情報では、犯人はまだ捕まっていない。	学務課から町内8小中学校へFAXにて情報提供し、部活動の中止と、下校時の安全対策を要請した。
④ 同日 15:00 頃	三沢警察署員からみなくる館の職員へ、付近のコンビニに不審者が確認されたとの情報提供があった。	
⑤ 同日 16:00 頃		みなくる館職員⇒社会教育・体育課⇒まちづくり防災課へと不審者情報が伝達された。
⑥ 同日 17:20 頃		防災行政用無線で住民へ、事件の概要と注意喚起が周知された。

## これらの事件における問題点

その1 八戸市の事件では、前ページ④の時点で、ほっとスルメールにより各保護者への周知は行われたものの、まだ犯人が捕まっていないにもかかわらず、スポ少や部活動中でまだ帰宅していない児童生徒には連絡が伝わっていなかった。

また、一部のテレビニュースで報道されたものの、それを見ていない住民は、犯人が逃走中であるという事実を知らずにいた。

その2 三沢市の事件では、午前4時頃という早朝に発生しているものの、防災行政用無線による住民への周知が午後17時過ぎということで、事件から13時間あまりが経過しており、その間に、町内のコンビニで不審者が目撃されていることから、住民が事件を知らず、無警戒のまま巻き込まれる可能性があったと考えられる。

## 問題解決に向けた提案

問題点その1、その2いずれのケースも、早い段階で防災行政用無線を用いて住民に周知することを提案するものです。

これにより、各自で防衛のための準備ができるため、無警戒で巻き込まれる可能性が低くなると考えられるほか、次の2つのメリットが考えられます。

メリット1 八戸市の事件の問題点にあるように、ほっとメールだけでは伝わらない、スポ少や部活動中の児童生徒にも情報伝達でき、いち早く危険を知らせることができる。

メリット2 防災行政用無線の放送内容を逃走中の犯人が聞くことにより、おいらせ町内に潜伏する可能性を低くすることができる。

## そのほか将来的に検討が必要な安全対策

通学路及び学校周辺の安全対策として、近年、防犯カメラを設置する学校が増えている。児童生徒を狙った犯罪も多く、設置による犯罪抑止効果も高いと考えられるため、今後検討する必要があります。